

## ○草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第50号

(趣旨)

第1条 市長は、子ども・子育て支援事業計画における子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくりの具体的施策として、親子交流や情報提供等を行う子育てサークルの活動（以下「サークル活動」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市子育てサークル活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、草津市に登録された子育てサークルであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 未就園の乳幼児およびその保護者向けに市内において継続的に活動するものであること。
- (2) サークル活動1回あたりの参加者のうち、市内に住所を有するものが参加者の3分の2以上であること。
- (3) 子育て支援事業、子育てに関する交流および相談等を主な活動の内容とするものであること。
- (4) 未就園の乳幼児およびその保護者4組以上が参加する活動を年間5回以上実施すること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サークル活動に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 子育てに関する学習会等の講師、指導助言者等（サークルの構成員を除く。）への謝礼
- (2) 会場の使用料
- (3) 活動にかかる消耗品費（飲食費を除く。）
- (4) 保険料

(5) 備品購入費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。

| 年間のサークル活動回数 | 補助金の額                       |
|-------------|-----------------------------|
| 5回以上9回以下    | 補助対象経費の額とし、年間1万2千5百円を上限とする。 |
| 10回以上14回以下  | 補助対象経費の額とし、年間2万5千円を上限とする。   |
| 15回以上19回以下  | 補助対象経費の額とし、年間3万7千5百円を上限とする。 |
| 20回以上       | 補助対象経費の額とし、年間5万円を上限とする。     |

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（別記様式第1号）

(2) 収支予算書（別記様式第2号）

(補助金の概算払い)

第7条 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書等に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書（別記様式第3号）

(2) 収支決算書（別記様式第4号）

2 規則第7条の変更交付申請は実績報告書等の提出によってなされたものとみなす。

3 前項の場合において、規則第14条に規定する確定通知書により規則第6条による通知をしたものとみなす。

4 第1項の補助事業等実績報告書等の提出日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月5日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第75号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日告示第36号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第83号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年5月1日告示第147号）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則（平成31年2月26日告示第27号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日告示第130号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月17日告示第152号）

この要綱は令和2年4月17日から施行し、令和元年度分の補助金について適用する。

付 則（令和2年5月20日告示第174号）

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

付 則（令和2年7月7日告示第225号）

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、改正後の草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金について適用する。

付 則（令和3年4月1日告示第147号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日告示第96号）

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、改正後の草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第6条第1号関係)

年度 草津市子育てサークル活動 事業計画書

| 区 分      |                               | 内 容                                    |
|----------|-------------------------------|----------------------------------------|
| サークル名等   | 名称                            |                                        |
|          | 所在地<br>または主な活動場所              | 草津市                                    |
| サークル代表者  | 住所                            | 郵便番号<br><br>電話                         |
|          | 氏名                            |                                        |
| サークルの概要  | 活動目的、サークルを支援している団体等記入ください。    |                                        |
| 参加者および会員 |                               | 参加者 組(保護者 人 子ども 人)<br>会員 組(うち市内在住会員 組) |
| 基本活動日時等  | 活動予定日<br>(例 毎週木曜日、毎月第2、4火曜日等) |                                        |
|          | 活動予定時間                        | 時 分から 時 分                              |
|          | 活動予定回数                        | 月間 回、 年間 回                             |
|          | 活動予定場所                        |                                        |
| 事業計画     | 主な行事予定<br>(実施月と行事の名称)         |                                        |
|          |                               |                                        |

備考 参加者組数は、1回当たりの参加予定組数を記入してください。

様式第2号(第6条第2号関係)

年度 草津市子育てサークル活動 収支予算書

|                       | 内 容   | 金額：円 |
|-----------------------|-------|------|
| 収<br>入<br>の<br>内<br>容 |       |      |
|                       | 収入の合計 |      |
| 支<br>出<br>の<br>内<br>容 |       |      |
|                       | 支出の合計 |      |

備考 実績報告において講師謝礼は支出証明書、使用料は領収書の添付が必要です。

様式第3号(第8条第1項第1号関係)

年度 草津市子育てサークル活動 事業報告書

[illegible]

備考 交付決定した年度の翌年度の4月5日までに報告してください。

様式第4号(第8条第1項第2号関係)

年度 草津市子育てサークル活動 収支決算書

|                       | 内 容   | 金額：円 |
|-----------------------|-------|------|
| 収<br>入<br>の<br>内<br>容 |       |      |
|                       | 収入の合計 |      |
| 支<br>出<br>の<br>内<br>容 |       |      |
|                       | 支出の合計 |      |

備考

- 1 交付決定した年度の翌年度の4月5日までに報告してください。
- 2 講師謝礼は支出証明書、使用料は領収書の添付が必要です。

別記様式第1号（第6条第1号関係）

様式第2号（第6条第2号関係）

様式第3号（第8条第1項第1号関係）

様式第4号（第8条第1項第2号関係）